

精神障害者旅客運賃割引規則

2025. 1.19 制 定

(適用範囲)

第 1 条 この規則は、精神障害者が単独又は介護者とともに当社線(本線、阪神なんば線及び武庫川線をいう。以下同じ。)及び連絡運輸の取扱いをする他社線を乗車する場合に、阪神電気鉄道株式会社(以下「当社」という。)と旅客との間で締結する、鉄道による旅客の運送等に関する契約に適用され、契約の内容となる。

(精神障害者)

第 2 条 この規則において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(1950年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

2 前項の精神障害者のうち、第1種精神障害者及び第2種精神障害者はそれぞれ次のとおりとする。

(1) 「第1種精神障害者」とは、精神障害者保健福祉手帳に記載のある障害等級が1級の者をいう。

(2) 「第2種精神障害者」とは、精神障害者保健福祉手帳に記載のある障害等級が2級又は3級の者をいう。

(介護者)

第 3 条 精神障害者が、第1種精神障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種精神障害者であるときは、精神障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が精神障害者と同一で精神障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第 4 条 精神障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種精神障害者が単独若しくは介護者と共に乗車する場合又は第2種精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種精神障害者又は 12 才未満の第2種精神障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する。
- (3) 普通回数乗車券 第1種精神障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第 5 条 取扱区間は、当社線及び連絡運輸の取扱いをする他社線の各駅相互間とする。ただし、精神障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線及び連絡運輸の取扱いをする他社線の普通旅客運賃計算キロ程片道 101 キロメートル以上の区間を乗車する場合に限る。

(割引率)

第 6 条 精神障害者及び介護者に対する割引率は5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券類の購入申込み)

第 7 条 精神障害者が割引乗車券類を購入する場合は、精神障害者保健福祉手帳を発売駅に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券類の申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第 8 条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は精神障害者と、その介護者が同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払いもどし)

第 9 条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、共に行う場合に限り取り扱う。

(精神障害者保健福祉手帳の携帯)

第 10 条 精神障害者又はその介護者は、乗車券購入の際及び乗車中は精神障害者保健福祉手帳を携帯して係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(デジタル化された精神障害者保健福祉手帳情報の効力)

第 11 条 デジタル化された精神障害者保健福祉手帳情報は第 7 条に規定する割引乗車券類の購入申込み並びに前条に規定する係員請求時の呈示に限り、精神障害者保健福祉手帳の呈示に代わるものとするができる。

2 前項に規定するデジタル化された精神障害者保健福祉手帳情報は、株式会社ミライロがサービスを提供する障害者手帳アプリケーション「ミライロID」とする。

(その他の取扱方)

第 12 条 区間変更の取扱いに関しては、精神障害者とその介護者が同一の変更についてのみ取扱いする。

